

富山県有峰森林文化公園
指定管理者募集要項

令和7年8月

富山県農林水産部森林政策課

目 次

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 設置目的・管理運営方針
- (4) 施設の概要
- (5) 設備・備品の内容
- (6) 利用状況等

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

2 条件等

- (1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）
- (3) 管理の基準
- (4) 指定期間
- (5) 県が支出する指定管理料の上限
- (6) 利用料金制度
- (7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担
- (8) 管理の業務の実地に伴って生じる権利の帰属について
- (9) 定期報告書（月報）の提出
- (10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出
- (11) 事業評価
- (12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について
- (13) 県からの派遣職員について
- (14) 県による調査・指示等
- (15) 県による指定管理者に対する評価
- (16) 監査委員及び包括外部監査人による監査
- (17) 施設の管理の継続が適当でない場合における措置
- (18) 自主事業の実施について

3 応募・選定手続き

- (1) 募集要項の配布
- (2) 申請方法
- (3) 現地説明会の開催について
- (4) 質疑応答
- (5) 審査方法及び審査基準

C 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の指定
- (2) 協定の締結

D その他

- (1) スケジュール
- (2) その他留意事項
- (3) 配付資料

富山県有峰森林文化公園指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称 富山県有峰森林文化公園

(2) 所在地 富山市有峰

(3) 設置目的・管理運営方針

有峰森林文化村とは、「水と緑といのちの森を永遠に」を基本理念として、豊かな森林を有する有峰において、森林と人との密接なかかわりの中でつくられた森林文化を継承するとともに新たな森林文化を創造することを目的として県民が活動する地域の広がりのことを称します。

富山県有峰森林文化公園（以下「有峰森林文化公園」という。）は、富山県有峰森林文化村条例（以下「森林文化村条例」という。）第2条第1項に規定する有峰森林文化村において行われる森林文化に関する活動を県が推進する（以下「有峰森林文化活動の推進」という。）ために、その拠点となる施設として、平成14年6月に設置されたものです。

有峰森林文化公園における業務は、「施設管理事務」と「文化村事務」の2種類の業務を行うこととなります。

「施設管理事務」は、施設内に設置されている有峰ハウスなど施設の維持管理を行う業務です。

「文化村事務」は、語り部講などの行事の開催などを行う業務です。

両者の事務は、語り部講などの行事を行う際、施設の利用が不可欠であり、相互に緊密な連携をとるとともに、施設の利用促進等も図るうえで「施設管理事務」と「文化村事務」とを切り離すことができないものであり、その相互の連携により有峰森林文化村の基本理念の実現を達成させようとするものです。

以上の基本的な性格を勘案し、利用者に信頼される活動と、利用者の視点にたって利用者のニーズに応え、利用しやすく、親しみの持たれる施設運営を積極的に展開することを管理運営の基本方針とします。

(4) 施設の概要

① 公園総敷地面積 78,060 m²

② 主な建物

ア) 有峰ハウス

- ・フロント兼事務室、ロビー、食堂兼研修室、囲炉裏室、厨房、従業員室
- ・客室（収容人員30人・10室（和室7室、洋室3室））

イ) 囲炉裏棟（集会用、収容人員12名）

ウ) ビジターセンター（展示室・事務室）

エ) キャンプ場ロッジ（避難所・倉庫）

③ 主な野外施設

冷タ谷キャンプ場、野外ステージ、芝生広場、テニスコート、遊歩道、展望台

※詳細は、別記①「主要施設一覧表」に記載されています。

(5) 設備・備品の内容

- ① 設備の概要 有峰森林文化公園にある主要な設備は、別記②「主要設備一覧表」のとおりです。
- ② 備品の概要 有峰森林文化公園にある主要備品は、別記③「主要備品一覧表」のとおりです。

(6) 利用状況等

過去の利用者数及び料金収入

① 有峰ハウス

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用人数 (人)	1,339	1,382	1,302
料金収入 (円)	7,210,100	7,753,900	7,279,000

② ビジターセンター

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用人数 (人)	8,229	6,010	10,675

③ キャンプ場

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用人数 (人)	1,171	545	696
料金収入 (円)	42,150	45,220	40,110

④ テニスコート

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用人数 (人)	17	2	6

※H30 より、テニスコートの料金徴収はしていない。

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

有峰森林文化村の拠点となる施設として設置した有峰森林文化公園の効率的な管理運営を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格(指定管理者に求める資格・要件)

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であることとします。

- ① 法人等の団体であること。(法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。)
- ② 申請する法人等及びその役員(株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。)が次に掲げるア～オのいずれにも該当しないこと。

- ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（昭和27年法律第17号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは再生手続中の者
- イ 県税を滞納している者
- ウ 地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
- ④ 条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑤ 「公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領」の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- ⑥ 富山県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者（注）であること。

（注） この場合、当該公の施設に関し、指定管理者の業務開始1か月前までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①～⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。
- ・⑥（事務所の設置要件）については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（2）指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

業務の範囲と内容は、森林文化村条例の規定に基づき次のとおりとします。

なお、執行につきましては、富山県（以下「県」という）と連携(注)をとりながら進めてください。

（注） 県は、森林文化村条例第2条第1項の規定により、有峰森林文化村活動が積極的に展開されるよう下記②の文化村事務に関する業務について企画・立案等を行うこととします。

- ① 別添「富山県有峰森林文化公園指定管理者業務仕様書」の2に記載の施設管理事務に関する業務
- ② 別添「富山県有峰森林文化公園指定管理者業務仕様書」の3に記載の文化村事務に関する

業務

③ 有峰ハウス、キャンプ場の利用料金の徴収に関する業務

④ 有峰森林文化公園の施設の利用の承認に関する業務

(協定の締結)

・指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

(第三者への再委託)

・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、宿泊施設の警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による富山県知事（以下「知事」という。）の承認が必要となります。

(法令等の規制及び国・県等の指針・計画等)

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3) 管理の基準

① 有峰森林文化公園の各施設ごとの利用期間及び休所日並びに利用時間は次のとおりです。

※施設の利用期間は有峰林道の路面状況（雪など）によって、変更になる場合があります。

ア) 有峰ハウス

a 利用期間及び休所日

(利用期間)

- ・ 6月1日から10月31日まで

(休所日)

- ・ 月曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

b 利用時間

(宿泊)

- ・ 午後3時から翌日の午前9時まで

(日帰り)

- ・ 午前9時から午後3時まで

イ) ビジターセンター

a 利用期間

- ・ 6月1日から11月12日まで（有峰林道供用期間）

b 利用時間

- ・ 午前9時から午後4時30分まで

ウ) キャンプ場

a 利用期間

- ・ 7月1日から8月31日まで

エ) テニスコート

a 利用期間

- ・ 6月1日から11月12日まで（有峰林道供用期間）

b 利用時間

- ・午前9時から午後4時30分まで
- ㉜) 遊歩道などその他の公園施設
 - a 利用期間
 - ・6月1日から11月12日まで(有峰林道供用期間)

② 管理の基準に関する提案について

- ・上記(3)の①で定める管理の基準を上回る基準(利用期間の延長等)で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料(事業計画書等)は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費(以下「指定管理料」という。)は(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・また、上記(3)の①で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

(参考) 現在の指定管理者からの提案のあった管理の基準(期間の延長等)

有峰ハウス：6月1日～10月31日 → 6月1日～11月4日

キャンプ場：7月1日～8月31日 → 6月1日～10月20日

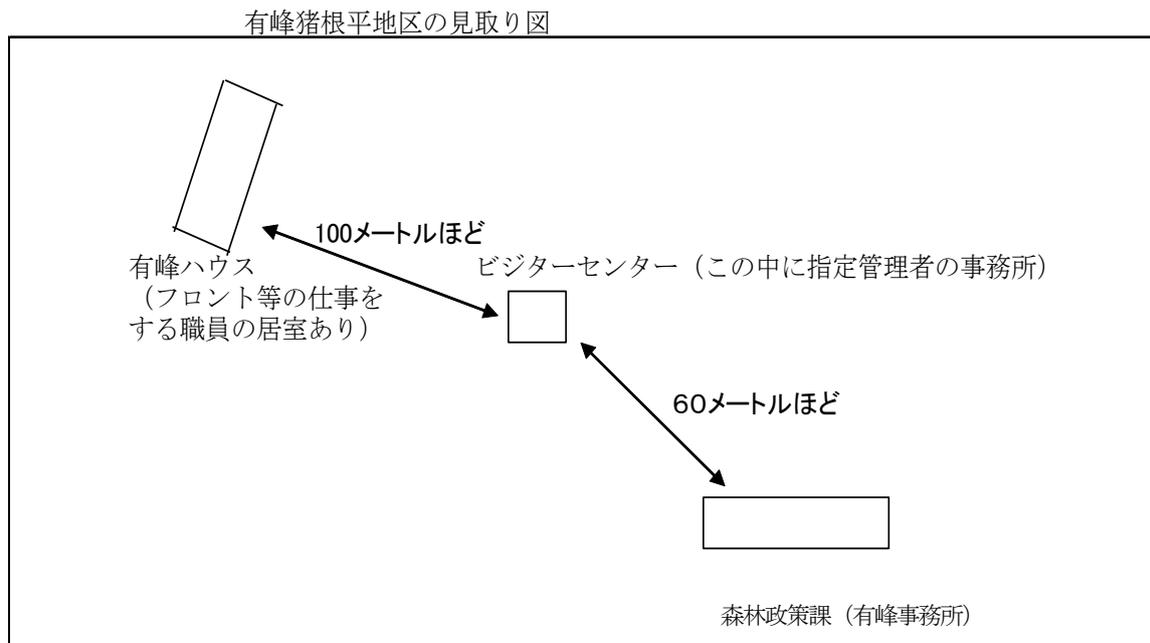
テニスコート利用料の無料化

③ 有峰における事務所等の設置場所について

- ・有峰における事務所は、ビジターセンターに用意します。
- ・また、有峰ハウスの開館期におけるフロント業務、清掃、食事提供に従事する者のための宿舎は、有峰ハウス内の宿舎(5人まで)を利用することとします。
- ・上記以外の者が有峰において宿泊する場合は、森林政策課(有峰事務所)に5人までとします。
- ・林道閉鎖期における事務は、別添「富山県有峰森林文化公園指定管理者業務仕様書」の3の文化村事務に記載の事務のほか、2の施設管理事務に記載の有峰ハウスの予約受付等があります。

その際、森林管理・林道管理を行っている富山県森林水産会館(富山市舟橋北町4-19)内6階の森林政策課(有峰森林文化村係)において、県と管理業務についての打合せ、協議を行う関係上、森林水産会館に行き来が可能な場所で事務を行ってください。

(参考図)



④ 法令等の遵守

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

⑥ その他

- ・自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報してください。

こうした事態に適切に対応するため、あらかじめ危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時等の対応について随時訓練を行なってください。

- ・施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行ってください。

(4) 指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限 (単位：千円)

年 度	R 8 年度～R10 年度の合計額
指定管理料の上限額	162, 654

- ・申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・上記指定管理料の上限額には利用者への食事提供の食材費（洗剤、食器等の消耗品費を含む。以下、同じ。）を含みません。
- ・また、上記指定管理料の上限額には公の施設に係る光熱水費及び蛍光灯の交換等に係る消耗品の購入費を含み、修繕費、備品購入費を含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

(参考) 管理に係る経費 (単位：千円)

年 度	R 8 年度～R10 年度の合計額
指定管理料の上限額	162, 654
利用料金収入見込額	21, 687
管理に係る経費	184, 341

(参考) 過去3年間の管理経費 (単位：千円)

年 度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
管理経費	53, 775	56, 961	57, 066
内訳:人件費	8, 584	10, 568	9, 762
企画事業費	9, 540	7, 788	8, 645
光熱水費	2, 745	3, 120	3, 205
再委託費等	32, 906	35, 485	35, 454

② 指定管理料の支払方法等

- ・年間の指定管理料の支払は、次のとおり各4回に分けて支払います。
- ・最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	1 月	4～5 月
支出額	年度の指定管理料の 50%	20%	20%	10%

- ・指定管理料は精算する必要はありません。

③ 留意事項

- ・指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、不可抗力（天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの）に伴う経費の増加や事業履行

不能等のリスク分担は、指定管理者および県で協議して決定します。

・指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。

(「C 指定管理者の指定及び協定の締結」を参照ください。)

(修繕について)

・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

(単位：千円)

年 度	R8年度	R9年度	R10年度
上限額	1,815	1,815	1,815

・修繕に係る費用については、毎年度1月に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。指定管理料と修繕費の費用区分をまたいで支出することはできません。

・1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数 (1件100万円未満)

年 度	R4年度	R5年度	R6年度
件 数	9件	8件	7件
支出額	1,518,440円	1,408,990円	1,188,880円
主な 修繕内容	ビジターセンタートイレ温水便座取替、有峰ハウス電気温水器修繕、雪囲周全、ペアガラス修理など	有峰ハウス水栓器具取替及び汚水管修繕、点検口改修、浄化槽放流ポンプ交換、排水管漏水修理など	有峰ハウス浴室補修、給水ポンプユニット修理、駐車場補修、受水槽漏水補修など

(備品の購入等)

・公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう)については、原則として、県が購入するものとします。

・指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、条例第10条の規定に従って原状に回復しなければなりません。

・指定管理者は、県に帰属する備品の処分等を行う必要がある場合は県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(6) 利用料金制度

・有峰森林文化公園については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき利用料金制度を採用します。

・有峰森林文化公園の利用料金の額について提案してください。

・利用料金は、森林文化村条例第14条の規定により、同条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した料金については、指定管理者の収入となります。

・令和8年度から令和10年度までの年間利用料金収入見込額は、次のとおりとなります。

(単位：千円)

年 度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
見込額	7,229	7,229	7,229

・なお、料金体系、減免基準等については、森林文化村条例のとおりです。

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

・リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
事業の企画（※1）	△	○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件100万円以上）（※2）、備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入（※3）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※4）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※5）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※6）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○(指示等)

（※1）指定管理者からの提案があれば協議して加味するものとしします。

（※2）1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※3）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を「富山県有峰森林文化公園業務仕様書」において示します。

（※4）施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとしします。

（※5）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとしします。

（※6）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとしします。

・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとしします。なお、指定管理者において、あらかじめ、

被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容)

- ・有峰ハウス（キャンプ場、テニスコート、ビジターセンターも含む。）利用人数、利用料金徴収額、有峰グッズ（有峰のすがた等）売上金額等の実績
- ・支出状況
- ・修繕実績
- ・行催事の実績
- ・利用者からの苦情及びその対応状況
- ・施設の安全管理のために実施した取組み

(添付書類)

有峰ハウス利用者アンケート等の実施結果を示す資料

- ② 提出期限 毎月10日まで（その日が県の休日に該当する場合、その翌日まで）
- ③ 提出方法等 富山県農林水産部森林政策課へ1部提出

※この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア) 有峰森林文化公園の管理の業務の実施状況に関する事項
- イ) 有峰森林文化公園の利用の状況に関する事項
- ウ) 有峰森林文化公園の利用料金収入の実績に関する事項
- エ) 有峰森林文化公園の管理に係る経費の状況に関する事項
- オ) 県民サービスの向上の実施に関する事項
- カ) 事業評価の実施に関する事項
- キ) その他事業の実施結果を示す資料

- ② 提出期限 毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内
- ③ 提出方法等 富山県農林水産部森林政策課へ1部提出

(11) 事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検討するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施する必要があります。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載する必要があります。

(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

(雇用の提案を求める職員)

職員	人数	業務内容
主任指導員 (常勤)	1	関係機関(バス会社、事業者等)との折衝、語り部講の企画・立案補助及び案内、有峰ハウスの消防等保守点検、有峰森林レンジャーの管理、有峰森林文化村新聞の発行、ありみネットの更新、その他スケジュール管理などの業務に従事しています。
指導員 (期間雇用)	4	ビジターセンターでの受付・展示・整理・その他会計・経理、語り部講の行事の実施計画作成及び案内などのほか、郵便等各種文書の收受・受払などの業務を4人で分担して従事しています。

※指導員としての資格要件は、特に設けていません。

(13) 県からの派遣職員について

・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

(14) 県による調査・指示等

・県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

・県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》※評価項目は、年度により変更する場合があります。

- ① 利用者数・収入の増減に対する評価
- ② サービス向上に向けた取組み
- ③ 利用促進(収入増)に向けた取組み
- ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み
- ⑤ 個人情報保護の取組み
- ⑥ 関係団体との連携
- ⑦ 施設・設備の維持管理
- ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み
- ⑨ その他必要と認められる事項

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

・地方自治法第199条第7項の規定に基づき、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

・富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

・また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

ます。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

・上記(14)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でない認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(18) 自主事業の実施について

○ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、事業計画書を県へ提出（申請）し、承認を得る必要があります。

また、事業の収支状況について、毎年度、報告する必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
- ・事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
- ・収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
- ・参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
- ・自主事業を行う場合においても施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は、自主事業収入として指定管理者の収入とすること

○ 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。（目的外使用許可の状況がわかる資料を添付すること。）

3 応募・選定手続き

(1) 募集要項の配布

① 募集要項の配布期間

令和7年8月25日(月)8時30分から令和7年9月8日(月)17時まで

② 配布場所

富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階

電話：076-444-3384 FAX：076-444-4428

なお、下記森林政策課ホームページから募集要項をダウンロードできます。

（仕様書等の詳細資料については、森林政策課で配布しています。）

HPアドレス：https://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1603/index.html

(2) 申請方法

本件申請を行おうとする法人等は、必ず(3)の現地説明会に参加してください。現地説明会に参加していない法人等からの申請の受付は行いません。なお、共同体の場合は、構成員のいずれかが説明会に参加していれば申請は可能です。

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

ア) 申請書（様式第1号）

- イ) 事業計画書（様式第2号）
 - ウ) 納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
※法人にあつては法人の、法人格を有しない団体等については、その代表者について、提出してください。
 - エ) 誓約書（様式第3号）
 - オ) 定款、寄付行為その他これに準ずるもの
 - カ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - キ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿（役職、氏名、性別、住所、生年月日）、組織・運営体制に関する書類、法人の諸規定類（就業規則、会計規程、決裁規程等））
 - ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）
 - ケ) キの書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
 - コ) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - サ) 共同体で申請する場合は、上記のほか、次の書類を提出してください。また、上記ウ～コについては、全ての構成員について提出してください。
 - ・共同体の構成員及び代表者がわかる書類
 - ・共同体の協定書
 - ・共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
 - ・共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
- ② 提出部数 2部（ただし、ウビカについては原本1部、コピー1部でも可）
- ③ 申請先及び申請方法
- ・次の申請書の提出先に持参するか、郵便書留により申請してください。
 - ・なお、FAXでの申請は認めません。
- （申請書提出先） 富山県農林水産部森林政策課みどり企画係
〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
電話：076-444-3384

*オンラインの場合

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「カ 法人登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

（申請書提出先）

電子メール：ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp

（ウ、カの送付（持参）先）

富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

〒930-0004 富山市桜橋通り5-13富山興銀ビル4階

電話：076-444-3384

- ④ 申請書提出期間
- ・令和7年10月1日(水) 8時30分から令和7年10月16日(木)17時まで
 - ・郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の17時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

・申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

・指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定されたときから県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
(共同体による申請に関する事項)
- ・複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行うことができます。
- ・共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 現地説明会の開催について

本件申請を行おうとする法人等は、必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に参加していない場合は申請を受付けません。

- ① 日時 令和7年9月9日(火) 午後(予定)
- ② 場所 富山市有峰(有峰森林文化公園のビジターセンターに集合してください。)
- ③ 参加方法
 - ・現地説明会へ参加される場合は事前に現地説明会参加申込書により、ご連絡願います。なお、1社につき参加者は3名までとします。
 - ・現地説明会参加申込書には、申請団体名(共同体で申請する場合は代表者名)、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。

(4) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・質問は、次の質問受付期間内にFAX(*又は電子メール)により、提出してください。
- ・質問事項の他に申請団体名(共同体で申請する場合は代表者名)、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答をFAX(*又は電子メール)で連絡します。

(質問書提出先) 富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

FAX : 076 - 444 - 4428

Email : 森林政策課ホームページの問合せフォームをご利用ください。

② 質問受付期間

令和7年9月10日（水）～令和7年9月17日（水）

③ 質問への回答日

令和7年9月25日（木）

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・指定管理者の選定に係る審査については、「富山県有峰森林文化公園指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補予定者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点 ウェイト
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	【平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	20
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか f DXによるサービスの向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	15

	<p>【利用の増加】 h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか（県が定めた利用料収入見込額（数値目標）に関わらず、より意欲的な計画をさだめているか） i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか</p>	15
	計	50
3 施設の効率的な管理 (条例第4条第2号)	<p>【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを採用します。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例> 最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 20 = 17.7777... ⇒ 17.7</p>	<p>実現可能性のない提示額の場合は選定しません</p> 20
	計	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための 財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	<p>【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか</p>	15
	<p>【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か</p>	15
	計	30
合計		100

③ 審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	合計
申請者					

(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。

・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払い方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月25日(月)～9月8日(月)	募集要項等の公表、配布
9月9日(火)	説明会・現地説明会の開催
9月10日(水)～9月17日(水)	質問の受付
9月25日(木)	質問の回答

10月1日(水)～10月16日(木)	申請書受付期間
10月下旬～11月上旬	一次選考（一次選考結果発表）
10月下旬～11月上旬	指定管理者候補の選定（二次選考審査）
11月上旬～中旬	指定管理候補予定者の選定（二次選考結果発表）
11月上旬～中旬	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和8年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配付資料

- ① 当募集要項
- ② 有峰森林文化公園位置図等
- ③ 富山県有峰森林文化公園指定管理者業務仕様書
- ④ 個別業務仕様書
 - ・別紙①「有峰森林文化公園施設等維持補修業務仕様書」
 - ・別紙②「有峰森林文化公園施設等給水設備維持管理業務仕様書」
 - ・別紙③「有峰森林文化公園施設等浄化槽維持管理業務仕様書」
 - ・別紙④「有峰森林文化公園芝生樹木等維持補修業務仕様書」
 - ・別紙⑤「有峰森林文化公園施設遊歩道等維持補修業務仕様書」
 - ・別紙⑥「有峰ハウス等管理業務仕様書」
- ⑤ 様式集
- ⑥ 参考資料
 - ・「令和7年度行事予定表」
 - ・「有峰森林文化村規約」
 - ・「有峰森林文化村会議運営規程」
 - ・「有峰文化村会議の組織(令和7年4月1日現在)」
 - ・「有峰森林レンジャー設置要領」
 - ・「有峰森林文化村基本計画」

(問い合わせ先)

富山県農林水産部森林政策課

みどり企画係(事務担当：森、宮本)

TEL:076-444-3384

FAX :076-444-4428

Email:森林政策課ホームページの問合せ
フォームをご利用ください。

【別記①】「主要施設一覧表」（建物を記載。その他詳細については、仕様書の「2施設管理事務の(1)建物、野外施設」を参照してください。）

(単位：m²)

公園を構成する 主要な施設名	構造	建物面積	施設内容
有峰ハウス	木造平屋一部 2階建て	834.02	客室10室、総定員30名、食堂、研修室、浴室、トイレ、事務室等
有峰ハウス囲炉裏棟	木造平屋建て	29.16	集会室
ビジターセンター	鉄筋コンクリート造 平屋建て	196.00	展示室、トイレ、事務室
キャンプ場ロッジ	鉄筋コンクリート造 平屋建て	164.40	避難所、倉庫、トイレ

【別記②】「主要設備一覧表」

ア 有峰ハウス

名称	規格・品番等	数量	備考(容量等)
浄化槽	合併・新構造・生物濾過方式・三次処理槽	1	80人槽 20mg/l
温水器	BHS電気温水器	10	560L
受水槽	TW受水槽	2	4m ³
電気蓄熱暖房機	EHS5000	4	
電気蓄熱暖房機	EHS4000	4	
電気蓄熱暖房機	EHS3000	5	
電気蓄熱暖房機	EHS2000	5	
スチームコンベンションオープン	コメットカトウTTS-3	1	
IH調理器	ホシザキ HIH-555T12B	1	
電機フライヤー	ニチワ電機 SEFD-13ND	1	
冷凍冷蔵庫	ホシザキ業務用HR	2	
食器洗浄機	ホシザキ業務用JW-500UF	1	
食器消毒保管器		1	
ライスタンク	SINKO TRT-64	1	
検食用冷蔵庫		1	
製氷機		1	
給水設備(有峰ハウス専用水道)	取水ダム・取水槽・取水管路・沈砂槽・急速濾過機(2基)・貯水槽(2基)	1	
写真・光学用具類	スクリーン	1	
被服・寝具類	寝台(ベッド)	11	客室6 従業員室5
厨房具類	炊飯器(2台)、電子レンジ(1台)、調理台(2台)	1	

イ ビジターセンター

名称	規格・品番等	数量	備考(容量等)
----	--------	----	---------

レジスター	TE - 2000	1	
浄化槽	合併・新構造・接触ばっ気方式・三次処理槽	1	293人 20mg/ℓ

ウ キャンプ場ロッジ

名称	規格・品番等	数量	備考(容量等)
ろ過装置	三協式HF - P 4	1	2 m ³ /時間
受水槽		1	
浄化槽	基準型・単独・旧構造・散水ろ床方式	1	

【別記③】「主要備品一覧表」

類別名	主な品目名	数量	備考(左記のうち重要備品数、種類)
いす類	ソファベッド	1	
箱・棚・台類	ショーケース	2	
印章類	公印	1	
写真・光学用具類	双眼鏡	1	
医療機器器具類	自動体外式除細動器	1	
電気・通信機械類	発電機	1	1(発電機)
車両・船舶類	ステーションワゴン	1	1(ステーションワゴン)
美術品類	日本画	1	1(日本画)
** 合計 **		9	